

新宿区パブリック・コメント制度に関する規則解説

第1条

(a) 従来から説明会等で同様の方法により意見を聴いていたが、パブリック・コメント制度として、全庁的に統一した手続方法を取り、区民等だれもが意見を言うことができる制度として、規則を定めた。

区は、政策決定過程における情報を開示し、区民と区との協働による区政を推進していくため、区の施策について、区民の意見を聴くひとつの方法として、区全体で統一的に実施し、透明で公正な行政手続きを確保し、開かれた区政の推進を図る。

(b) 名称について、「パブリック・コメント」という名称は、カタカナ語であり、分りにくい
ため、できれば避けたいと考えた。

しかし、適当な日本語訳がなく、趣旨が異なって受け取られる可能性があること、区長の「区政の基本方針説明」等でも「パブリック・コメント」という名称を使用しており、その後の議会質疑でも同様に使われていること、平成11年の国の実施から3年が経過し、比較的一般化していること、などからそのまま使用した。

また、「手続」という文字があると、提出のためのわずらわしい手続きがあると感じられる
場合があると想定されるため、「制度」という文言を使用した。

(c) この制度の実施機関の範囲について、区の執行機関全てを対象として行うが、各行政委
員会等は、区長が制定した規則では効力が及ばないため、独自に規則等を定めて実施する。

・教育委員会は、「新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則」（平成14年新
宿区教育委員会規則第22号）を制定

・選挙管理委員会は、「新宿区選挙管理委員会事務局処務規程」第13条「その他この規程に定
めがない事項については、新宿区の定める例による。」を適用する。

・監査委員についても同様に「新宿区監査事務局処務規程」第13条「その他この規程に定め
がない事項については、区長部局の例による。」を適用する。

(d) 各行政委員会等は、それぞれの規則又は規程によることとしたため、第11条に注意規
定を定めた。

第2条

(a) 第1号ア「施策、指針、計画、条例案等」の「等」とは、名称は何であっても区の基本
的なものについては全てを指す。（例：「大綱」等）

また、「策定、作成等」の「等」とは、改定、改正、廃止などを指す。

(b) 第1号イ「考慮して意思決定を行うこと」のうち、条例の作成等に関する意思決定に係
る区長の権限は、議案となるので、第3条第1項第3号により、条例の案の作成を対象とし
た。

(c) 「所掌」という表現について、「担当」ということばより適切だと考えられるので使用し
た。

(d) 「区民等」の「等」とは、在勤、在学、公表案に利害関係を有するものを指す。

この制度の趣旨は、基本的に意見や情報を提出する意思のあるものであれば、誰でもよいという考えであるが、区としては、区民との協働による開かれた区政の推進を目的としているので、区民を中心に、公表案に利害関係を有するものについても、意見を提出できることとした。

第3条

(a) 具体的な案件がこの規則の対象であるか否かは、意思表示を行う担当課が、この規則の趣旨に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負う。

(b) 第1号に該当する計画又は指針とは、将来の区の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針等の名称は問わない。「基本構想」「基本計画」などが挙げられる。

なお、国の計画等との整合を図るため、策定に関して区の裁量の余地が少ない計画や、個別の事業実施計画等は除く。

(c) 第2号に該当する計画とは、各部課等における施策の基本方針等を定める計画を指し、「男女平等推進計画」「老人保健福祉計画」「子育て支援計画」「障害者計画」などのことをいう。

(d) 第3号「区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例」とは、「行政手続条例」や「情報公開条例」のように区政全般についての基本理念や基本方針などを定める条例、「景観まちづくり条例」「環境基本条例」「みどりの条例」などのことをいう。

第4条

(a) 「迅速性又は緊急性を要する場合」とは、本制度を適用した場合、事務処理に係る時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経るいとまがない場合をいう。

(b) 附属機関等（いわゆる審議会等をいう。）の答申を受けて意思決定が行われる場合において、附属機関等が、この規則に定める手続又はこの規則に定める手続に準じる手続を経て策定した答申を受けて、区が意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果の観点及び行政効率の観点から好ましくないと考えられるため、区では、改めてこの規則に定める手続を経ない。

(c) 「別に定めがあるもの」とは、国等の法律等による定めがある場合をいう。

(d) この規則の定める手続を経るべき計画等について、公聴会付議や、事前の告示等の手続が法令や条例で定められている場合、当該法令・条例等に則った手続を経ることとなり適用しないこととなるが、この規則の趣旨を尊重して、その運用において可能な限り、この規則による手続を行うよう努める。

第5条

区民等が、施策等の案に対して積極的に意見を提出できるようにするため、区民が判断できる必要かつ充分な量の分かりやすい資料を用意する必要がある。

具体的には、次に掲げる資料が挙げられる。なお、案件により全ての資料が存在するわけではないため、できる限り努めるものとした。

第5条第2項の関連する資料

- ・当該施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- ・当該施策等の案の概要
- ・当該施策等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ 当該施策等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲

エ 当該施策等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

・当該施策等の案について、附属機関又はこれに準ずる機関における審議又は検討の概要がわかる書類

* 附属機関の審議概要については、別途会議録が公開されている場合は、この制度においては、意見及び情報を提出するのに参考となる関連部分を添付する。

第6条

(a) 第2項の「必要に応じた方法」とは、

ア 報道機関への発表

イ 区のその他の所等における配布

等が考えられる

(b) 第6条に定めるもののほか、区長はできる限り当該施策等の案の周知に努める。

また、関係行政機関に対しても、施策等の案の概要について説明し、関係行政機関から書面による意見及び情報の提出を求めることができる。

第7条

(a) 第7条第1項、意見等の提出期間について、国及び他自治体は1ヶ月が標準となっているが、本規則では、広報紙発行の日から2週間以上とした。

これは、基準を広報紙発行の日（原稿締切は発行日の25日前（平成14年当時））としたことによる。

公表は、公表案の準備が整い次第、広報紙発行を待たず実施してもよいので、実質的には、国及び他自治体の標準公表期間である1ヶ月程度となる。期間については、最低の基準を定

めたのであって、公表する案件により異なると考えられる。

(b) 意見等の提出言語は、日本語を前提とする。提出言語の種類が日本語以外であった場合には、意見等にあわせて日本語訳の添付を求める。

(c) 提出方法は、担当課窓口へ直接提出する方法、郵便・ファクシミリ又はホームページを利用して提出する方法、その他必要な手段方法のうちから区長が定める。(規則実施要領第5条)

(d) 区長は、当該施策等の案についての意見等を提出した個人及び法人その他団体の氏名、名称その他の個人または法人の属性に関する情報については、原則として公表しない。又、取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理しなければならない。

(→第9条)

(e) 氏名等明記の制限を加えることは、区民だれもが意見を提出できるというこの制度の趣旨に沿わないが、匿名での意見等の提出については、・寄せられた意見への確認作業が出来ない。・無責任な意見が寄せられる等が考えられるため意見提出の要件とし、情報公開条例と整合性を図った。

第8条

(a) この制度は、案に対する区の情報収集源の拡大と多様化を目的としたものであり、いわゆる住民投票ではないので、案の賛否を問う性格のものではない。そのため、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、区の間考え方を示さない場合がある。

(b) 提出された「意見等」の数が多い場合などは、類似の意見及び情報をまとめて公表する。

(c) 提出された「意見等」及び「意見等に対する区の間考え方は、適宜整理して公表する。

第9条

(a) 提出された「意見等」のうち、個人・法人その他団体の権利、利益等を害するおそれがあるものについては、適宜公表しないことができる。

(b) 提出者の属性情報は、基本的に公表することはない。ただし、第8条に基づく意見等の公表の際、区の間考え方の中で、地域別等を取りまとめた形で意見等を公表することや、傾向として述べることは想定される。しかし、そのことは個人情報の公表にはあたらないと考える。

第10条

(a) 一覧の作成を担当する部署は、総合政策部区政情報課とする。

(b) 案件の一覧は、第3条第1項各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載する。

(1)案件名

(2)公表日

- (3)意見等の提出期限
- (4)公表案等の入手方法及び問い合わせ先
- (c) 第 8 条第 1 項の規定による公表についても同様に行う。
これら一連の手続きについては、要領により規定する。

第 11 条

「行政委員会（委員）の権限に属する事項」に係る素案の策定手続きについては、「当該委員会（委員）に委ねられている法令上の権限である。」と解する立場から、この事項と「区長が制定する規則」との位置づけについて、第 11 条で「注意（訓示）規定」として設定する。
(→参考：第 1 条の考え方) .

附則

附則第 2 項、規則の施行の際、どの時点からの策定等を対象とするかについては、公表案の区長決定をしようとする段階の策定等とする。

そのため、施策等の策定等の決定が、平成 14 年 7 月 1 日以降となる案件であっても、この制度を適用して、案の公表を行う期間がない場合においては、この規則の対象としないことができることとした。